社保審－介護給付費分科会	
第71回（H23．2．7）	齊藤委員提出資料

介護総量規制の緩和について

平成23年2月7日

社会保障審議会介護給付費分科会
委員　齊藤　秀樹
（全国老人クラブ連合会）

1「介護総量規制の緩和」には慎重な対応を

(1)地方の判断と責任の範囲とすべき

「利用者の選択」に資する制度設計は介護保険の根幹をなすもので尊重されなければならない。しかし、「需要と供給」を市場競争原理に委ねた場合、懸念される地域偏在、サービスの偏り、給付費の急増等が生じた際の責任を都道府県・市町村に求めるのは無理がある。介護分野における規制緩和は、住民参加による地域主権の原則に則り、地方の判断と責任において行なえる範囲とすべきと考える。

(2)「参酌標準の撤廃」後の検証をまず優先

介護保険制度において「参酌標準の撤廃」は、一定範囲の規制緩和である。都道府県・市町村は、利用者・住民との合意のもとで、「施設系と在宅系サービスのバランス」および「負担と給付のバランス」に配慮した選択の幅が広がり、介護保険事業計画に反映することが可能になったことは評価できる。

地方の自由裁量に委ねる「参酌標準の撤廃」が、適切な介護需要調査に基づくサービス量の需要と供給にどのような影響を及ぼしたか等について、その効果の有無を検証することが、まず優先すべきことである。

2 適切な介護保険事業計画の策定

計画策定に当たっては、現場ニーズよりも財政への影響を避けるため、厳しい規制を課す保険者が存在するとの指摘があり、総量規制緩和の理由づけともなっている。このような指摘を謙虚に受け止め、保険者においては計画策定の前提となる介護需要調査の信頼性を高め、客観的な調査結果に基づき、利用者・住民とともに適切な計画策定が行われるよう地方分権機能を一層発揮する必要がある。

3 弊害克服の新たな仕組みづくり

新規参入が妨げられ、サービスの質に対するインセンティブが阻害される弊害は総量規制の課題である。積極的な情報開示、外部評価、利用者評価、事業者自主規制、監査・立入・改善指導の充実など、牽制体制の強化に努め、弊害を克服する新たな仕組みづくりを事業者とともに構築し、質の向上に努める必要がある。